

【5】生徒心得

1. 服装について

服装は、校内及び登下校時において本校の制服を正しく着用し、常に高校生らしく端正で清潔感のあるものとする。

<服装基準>

(1) 制服

男子：学校指定のブレザー・ズボン、白地のワイシャツ、ネクタイ

女子：学校指定のブレザー・スカート(スラックス)、白地のブラウスまたはワイシャツ、リボン(ネクタイ)

① 上着着用期間の服装について

白・紺・黒を基調とし無地単色で図柄のないV襟のセーターまたはベスト、カーディガンを着用できる。

② 上着を脱いでもよい期間(6月～9月)の服装

男女とも白地のワイシャツまたは開襟シャツ・ブラウスを着用する。開襟シャツを着用時はネクタイ・リボンなしでもよい。

③ 女子のスラックス着用時はネクタイを使用する。

(2) 靴下は(白・黒・紺を基調とし無地単色で図柄のないもの)ソックス・ハイソックス・

ストッキング。

- (3) 靴は学生靴、または運動靴（かかとの踏みつぶしは禁止）。
- (4) 化粧やそれに類した行為（カラーリップ・マニキュア等）は禁止。
- (5) 頭髪を特別に変形・変色することは禁止。
- (6) アクセサリー類（ピアス・ネックレス・指輪等）は禁止。
- (7) 負傷、その他の理由により異装する場合はその理由を届け出て、許可を受ける。

2. 公共物の取扱いについて

- ① 学校施設設備品は常に大切に取扱い、破損または紛失の際は直ちに教職員に申し出る。
- ② 学校の物品を使用したり持ち出したりする場合には必ず教職員の許可を受ける。
- ③ 校内でストーブ、火気、電気、薬品などを使用する際は教職員の許可を受け、終わったら必ず報告し点検を受ける。
- ④ 校内において盜難・破損などの事故または不審な状況を認めたときは、直ちに教職員に知らせる。
- ⑤ 下校時刻は4時55分とし、それ以後の校舎校庭の使用は認めない。ただし教員の直接指導の下にあるときはこの限りではない。この場合、指導教員が週番職員および定時制と充分連絡をとる。

3. 行動・任務について

- ① 学校の内外を問わず、生徒は常に次のこと留意し、高校生としての品位を保つように心がける。
 - (1) 言葉づかいを正しくする。
 - (2) 来客等には礼儀正しく、その場に応じた挨拶をする。通り過ぎるときには、黙礼でもよい。
 - (3) 時間を守り、行動を敏速かつ静肅にする。
 - (4) 窃盗、不正行為、飲酒、喫煙その他、高校生としてあるまじき行為（同席を含む）をした場合は特別指導を受ける。
 - (5) 登校後は外出しない。もしその必要ある場合はホームルーム担任の許可印ある外出許可証を携帯しなければならない。
 - (6) 生徒間の金品の貸し借りは慎む。
 - (7) 持ち物は質素にし、不要な貴重品は学校に持つて来ない。持ち物には必ず記名する。
 - (8) 携帯電話やインターネット等における個人情報の取り扱いには充分注意するとともに、個人情報が流出することのないように努める。
- ② 任命された校内役員、各種委員は別に定める規定にしたがい、責任をもって任務を遂行する。

4. 出・欠席等について

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課は生徒手帳の諸届欄によるか、あるいは定められた様式による届をホームルーム担任を経て校長あてに提出する。
- ② 忌引日数は次の通りとし、出欠席いずれにも取扱わない。

(1) 父 母	7 日以内
(2) 祖父母	3 日 ツ
(3) 兄弟姉妹	3 日 ツ
(4) 伯叔父母・曾祖父母	1 日 ツ

- ③ 休学を願い出るには定められた様式による願いに医師の診断書を添えて行う。
- ④ 始業、下校時刻等は次の通りとする。
年間を通して始業時=8:30,
終業時=15:15, 下校時=16:55。

5. 休日登校について

休日の登校は禁止する。特に登校する場合は指導教員の指導の下に行い、指導教員が所定の期日までに休日活動兼校外活動届に必要事項を記入して届け出ること。

6. 届出、願、許可、了解を必要とすることがら特に規定されたもの以外、次の諸事項についても届出、許可等を必要とする。

- ① 正規の授業以外の会合等で、校舎・校具を使用する場合。

- ② 本校生徒の資格による校外の運動競技その他の集会への参加。
- ③ 本人または保護者、保証人に一身上の異動、住居の移動があった場合。
- ④ 校外における職場に参加する場合。
- ⑤ 学校で定める以外の研究会、同好会等を結成する場合。
- ⑥ 前事項以外のことはホームルーム担任の指示を受けること。

7. 生徒手帳の所持について

生徒は常に生徒手帳を所持しなければならない。